

私立大学等经常费补助金
(私立大学教育研究高度化推进特别补助)
配 分 基 準

平成19年1月

文 部 科 学 省

目 次

私立大学等経常費補助金（私立大学教育研究高度化推進特別補助）配分基準

- I 大学院高度化推進特別経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (2)
 - 1 大学院整備重点化経費
 - (1) 教育研究拠点大学院重点経費 (2)
 - (2) 研究科特別経費 (3)
 - ア 研究科分 (3)
 - イ 学生分 (3)
 - ウ 学位論文審査協力分 (3)
 - (3) 外国人研究員等特別招へい経費 (3)
 - 2 ティーチング・アシスタント経費 (3)
 - 3 特定大学院支援経費 (3)
 - 4 法科大学院支援経費 (4)
- II 学術研究推進特別経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (5)
 - 1 学術研究高度化推進経費
 - (1) ハイテク・リサーチ・センター経費 (5)
 - (2) 学術フロンティア推進経費 (5)
 - (3) 社会連携研究推進経費 (5)
 - (4) オープン・リサーチ・センター経費 (5)
 - 2 リサーチ・アシスタント、ポスト・ドクター等経費 (5)
 - 3 共同研究経費 (5)
- III 大学教育高度化推進特別経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (6)
 - 1 教育・学習方法等改善支援経費 (6)
 - ア 教育・学習方法等改善支援分 (6)
 - イ 教員流動化促進分 (6)
 - 2 教養教育改革推進経費 (6)
 - 3 多元的評価支援経費 (7)
 - 4 海外研修派遣 (7)
 - 5 国際化教育推進経費 (7)
 - (1) 国際化教育 (7)
 - (2) 外国大学等との学生交流 (7)
- IV 高度情報化推進特別経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (7)
 - 1 情報通信設備（借入） (7)
 - 2 教育学術情報ネットワーク (7)
 - 3 教育学術コンテンツ (8)
 - (1) 教育研究用ソフトウェア (8)
 - (2) 教育学術情報データベース等の開発 (8)
 - 4 教育研究情報利用経費 (8)
 - 5 サイバーキャンパス整備経費 (8)

別 表 1 (9)

別 記 1 (10)

別 記 2 (10)

私立大学等経常費補助金（私立大学教育研究高度化推進特別補助）配分基準

平成15年2月19日 高等教育局長決定
平成19年1月23日 最終改正

私立大学等経常費補助金（私立大学教育研究高度化推進特別補助）の補助金の額は、私立大学等経常費補助金交付要綱第17条の規定に基づき、私立大学教育研究高度化推進専門委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴いた上、次に定めるところにより算定するものとする。

I 大学院高度化推進特別経費

1 大学院整備重点化経費

(1) 教育研究拠点大学院重点経費

〔対象〕

大学院を設置している大学

〔算定方法〕

補助する額は以下の方法により算出する。

- ① 当該研究科の専任教員数を次の(a)及び(b)の合計により算定する。
 - (a) 当該研究科の授業又は研究指導を行う専任教員（助手を除く。）の数
 - (b) (a)の専任教員の数に私立大学等経常費補助金配分基準別表3（日本私立学校振興・共済事業団理事長裁定）に定める助手の限度数を乗じて得た数と、当該研究科の基礎となる学部等の助手として申請した者の数とのいずれか小さい数
- ② ①の専任教員数に次の表1に定める単価を乗じて得た額(α)を算定する。

表1 専任教員1人当たり単価

区分		単 価	
		博士後期課程 千円	修士課程 千円
実験系	教授・助教授	(医歯学部) 799 (医歯学部以外) 691	293
	講師・助手	(医歯学部) 749 (医歯学部以外) 641	243
非実験系	教授・助教授	219	128
	講師・助手	169	78

- ③ 当該研究科の専攻ごとの収容定員（在籍学生数が収容定員に満たない場合は在籍学生数とする。）に表2に定める単価を乗じて得た額(β)を算定する。

表2 学生1人当たり単価

区分	単 価	
	博士後期課程 千円	修士課程 千円
医歯系	103	67
理工系	103	67
その他系	58	37

〔注〕獣医学専攻の学生1人当たり単価は
医歯系博士後期課程を適用する。

- ④ (α)と(β)の合計額（以下「研究科算定補助基準額」という。）に、別表1により当該研究科の教育研究活動状況をもとに算出したそれぞれの事項ごとの点数の合計点に応じ、表3により得られる調整率を乗じて得た額を補助する。

表3 研究科の教育研究活動状況による調整率

点 数		調整率
医歯系・理工系	その他系	
32～31点	28～25点	200%
30～29	24～23	180
28	22～21	160
27	20	140
26～25	19	120
24	18	100
23	17	80
22～21	16～14	60
20～19	13～12	40
18～15	11～9	20
14点以下	8点以下	0

(2) 研究科特別経費

〔対 象〕

次の要件を満たしている大学院研究科

直近の5年間に博士の学位（論文博士は除く。）の授与があること。ただし、ウ、学位論文審査協力分についてはこの限りではない。

〔算定方法〕

ア 研究科分

a 博士後期課程を置く研究科における高度な研究のために必要な経費や教育研究基盤の充実を図るために必要な経費で、その所要経費が1研究科当たり3,000千円以上のものを対象とする。

b aの経費の1/2以内の額を30,000千円を限度に補助する。

イ 学生分

a 博士後期課程学生（医学、歯学又は獣医学系の博士課程学生を含む。）を中心とする優れた個人研究や共同研究に要する経費で、当該学生の所要経費が医歯・理工系500千円以上、その他系200千円以上のものを対象とする。

b 当該学生の所要経費の1/2以内の額を学生1人当たり医歯・理工系300千円、その他系150千円を限度に補助する。

ウ 学位論文審査協力分

a 大学院における学位論文の審査について、他大学院等の教員等の協力を得て実施している大学を対象とする。

b 学位論文審査協力に係る所要経費（審査協力謝金、協力者来校旅費等）の1/2以内の額を補助する。

(3) 外国人研究員等特別招へい経費

A 短期

〔対 象〕

大学院研究科において、外国から優れた研究員を招へい（1か月以内）し、共同研究、講演、情報交換及び大学院の教育指導等を実施している大学

〔算定方法〕

当該研究科における研究員の招へいに係る経費（招へい及び帰国旅費、研究費、滞在費並びに国内調査旅費等）の1/2以内を補助する。

B 長期

〔対 象〕

博士後期課程研究科において、外国から優れた研究員を招へい（1か月を超え6か月以内）し、共同研究、大学院の授業、研究指導等を実施している大学

〔算定方法〕

当該研究科における研究員の招へいに係る経費（招へい及び帰国旅費、研究費、滞在費、研究旅費並びに土地建物借料等）の1/2以内を補助する。

2 ティーチング・アシスタント経費

〔対 象〕

当該大学の大学院研究科の学生をティーチング・アシスタント（教育的配慮のもとに当該大学の学部学生や修士課程の学生に対する実験、実習、演習等の教育的補助業務を行う者）として従事させ、かつそれに係る規程を整備している大学

〔算定方法〕

当該研究科のティーチング・アシスタントの活用に係る所要経費の1/2以内の額と、ティーチング・アシスタント数に1人当たり200千円を乗じて得られた額のいずれか低い額を研究科ごとに30,000千円を限度に補助する。

3 特定大学院支援経費

〔対 象〕

高度専門職業人の養成を図るため、専門職大学院（法科大学院を除く。）や1年制大学院等の高度専門職業人教育型大学院として修士課程を設置している大学

〔算定方法〕

Iの1の(1)「教育研究拠点大学院重点経費」の研究科算定補助基準額を基礎とし、表4による当該研究科の教育研究活動状況をもとに算出したそれぞれの事項ごとの点数の合計点に、表4-2により得られる調整率を乗じて得た額を補助する。

表 4

区	分	点数
(a) 収容定員に対する 社会人学生数の割合 (2点満点)	50%以上	2点
	50%未満	1
(b) 在籍学生数に対する 担当教員数の割合 (4点満点)	50%以上	4点
	40~50%未満	3
	30~40%未満	2
	30%未満	1
(c) 担当教員数に対する 実務経験のある教員 数の割合 (5点満点)	50%以上	5点
	40~50%未満	4
	30~40%未満	3
	20~30%未満	2
	20%未満	1
(d) 討論・事例研究・現地 調査等の有無 (1点満点)	討論・事例研究・現地調査等をしている場合に1点	
(e) 専用施設の有無 (1点満点)	研究科・課程の専用施設がある場合に1点	

(注) 各項目において、該当する人員・件数がない場合は、点数は0点とする。

表 4-2

点	数	調整率
13		150%
12		140
11		130
10~9		120
8~7		110
6		100
5		90
4		80
3		70
2		60
1		50
0		0

4 法科大学院支援経費

〔対象〕

法科大学院を設置している大学

〔算定方法〕

補助する額は以下の方法により算出する。

- ① Iの1の(1)「教育研究拠点大学院重点経費」の〔算定方法〕の(a)の数に1人当たり2,509千円を乗じて得た額(α)を算定する。
- ② 当該研究科の収容定員(在籍学生数が収容定員に満たない場合は在籍学生数とする。)に1人当たり122千円を乗じて得た額(β)を算定する。
- ③ (α)と(β)の合計額に、表5により当該研究科の教育研究活動状況をもとに算出したそれぞれの事項ごとの点数の合計点に応じ、表5-2により得られる調整率を乗じて得た額を補助する。

表 5

区	分	点数		
(a) 収容定員に対する 在籍学生数の割合 (4点満点)	94~106%未満	4点		
	88~94%未満, 106~112%未満	3		
	82~88%未満, 112~118%未満	2		
	76~82%未満, 118~124%未満	1		
	76%未満, 124%以上	0		
(b) 入学者に対する 実務等の経験を有する者又は 法学未修者の割合 (2点満点)	32%以上	2点		
	32%未満	0		
(c) 担当教員数に対する 在籍学生数の割合 (4点満点)	開設2年目 4人未満	開設3年目 6人未満	4点	
	4~6人未満			6~8人未満
	6~8人未満	8~10人未満		3
	8~10人未満	10~12人未満		2
	10人以上	12人以上		1
(d) 担当教員数に対する 実務経験のある教員 数の割合 (4点満点)	25%以上	4点		
	20~25%未満	2		
	20%未満	0		
(e) 法科大学院等専門職大学 院形成支援プログラムの 単独採択の有無 (2点満点)	法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムに 単独で採択されている場合に2点			
(f) 法科大学院等専門職大学 院形成支援プログラムの 共同採択の有無 (1点満点)	法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムに 共同で採択されている場合に1点			

(注1) 各項目において、該当する人員・件数がない場合は、点数は0点とする。

(注2) (c)において、在籍学生数が収容定員に満たない場合は収容定員を用いる。

表5-2

点数	調整率
17~15点	150%
14~13	140
12~11	130
10~9	120
8~7	110
6~5	100
4	90
3	80
2	70
1	60
0	50

II 学術研究推進特別経費

1 学術研究高度化推進経費

(1) ハイテク・リサーチ・センター経費

〔対象〕

「私立大学ハイテク・リサーチ・センター」として、文部科学大臣の指定を受けた事業を実施する研究組織を有する大学

〔算定方法〕

当該事業の所要経費の1/2以内の額を100,000千円を限度に補助する。

(2) 学術フロンティア推進経費

〔対象〕

「私立大学学術フロンティア推進拠点」として、文部科学大臣の指定を受けた事業を実施する研究組織を有する大学

〔算定方法〕

当該事業の所要経費の1/2以内の額を100,000千円を限度に補助する。

(3) 社会連携研究推進経費

〔対象〕

a 「社会連携研究推進整備事業」として、文部科学大臣の指定を受けた事業を実施する研究組織を有する大学

b 平成14年度から平成16年度までに「産学連携研究推進整備事業」として文部科学大臣の指定を受けた事業を実施する研究組織を有する大学

〔算定方法〕

当該事業の所要経費の1/2以内の額を100,000千円を限度に補助する。

(4) オープン・リサーチ・センター経費

〔対象〕

「オープン・リサーチ・センター整備事業」として、文部科学大臣の指定を受けた事業を実施する研究組織を有する大学

〔算定方法〕

当該事業の所要経費の1/2以内の額を100,000千円を限度に補助する。

2 リサーチ・アシスタント、ポスト・ドクター等経費

〔対象〕

a 当該大学の優れた博士後期課程の学生をリサーチ・アシスタントとして当該大学が行う研究プロジェクト等における補助的業務に従事させている大学、又は博士後期課程修了者（ポスト・ドクター）を当該大学が行う共同研究プロジェクト等において一定の職務を分担して研究に従事させている大学

なお、リサーチ・アシスタントについては、当該大学の博士後期課程に在籍する学生を、またポスト・ドクターについては、博士後期課程修了者のうち、①博士の学位を取得した者、及び②人文・社会科学にあたっては、博士の学位を取得した者に相当する能力を有する者（いずれも採用年度の4月1日現在満35歳未満）をそれぞれ対象とする。

b 優れた研究プロジェクト等を遂行するために必要な技能・技術面での支援者を確保し、当該大学等が行う研究プロジェクトに従事させている大学等

なお、支援者については、他の特別補助項目において補助対象となった優れた研究プロジェクトの研究支援のため、特殊な技能や熟練した技術を必要とする業務（大型機器、特殊機器等の操作など）に従事する者（申請年度の4月1日現在満35歳以上かつ非常勤職員）とする。

〔算定方法〕

a 当該大学の所要経費の1/2以内の額（ただし、リサーチ・アシスタントは1人当たり600千円、ポスト・ドクターは1人当たり1,600千円を限度とする。）を補助する。

b 当該大学等の所要経費の1/2以内の額を1,800千円を限度に補助する。

3 共同研究経費

〔対象〕

特定の研究課題について、大学等の自主性の下にプロジェクト・チームを編成して行う産業界及び国内外の大学等との共同研究並びに学内における共同研究（大学院研究科・学部・学科間等にまたがるもの）で、次に掲げるすべての要件を満たす共同研究を実施している大学等

〈要件〉

(a) 共同研究に関する規程が整備されていること

(b) 学内の委員会等の審査を経て大学等が決定する共同研究であること

(c) 研究成果を集録した紀要等を作成しなければならないこと

〔算定方法〕

当該大学等の共同研究に係る所要経費が大学においては2,000千円以上、短期大学・高等専門学校

校においては600千円以上のものを対象として、その1/2以内の額を50,000千円を限度に補助する。

Ⅲ 大学教育高度化推進特別経費

1 教育・学習方法等改善支援経費

ア 教育・学習方法等改善支援分

〔対象〕

- イ 教育・学習方法等の改善のための組織的な取組みに関するもの
- ロ 教育分野の多様化、学際化に対応する教育研究
- ハ マルチメディアの活用により教育効果の向上を図る教育研究
- ニ 学生の実体験を重視した教育研究
- ホ 豊かな人間性を育成するための教育、建学の理念及び教育目標を達成する教育、秋季入学の実施など、入学者選抜の改善に関する取組み、独創的で顕著な成果をあげている特色ある教育研究

〔委員会による審査〕

対象事業の選定に当たって委員会による審査を行う。

なお、平成15年度から平成17年度までに、「高等教育研究改革推進経費」及び「教育・学習方法等の改善支援経費」で採択された事業（課題）について、〔対象〕イからホの項目に読み替えて引き続き申請があった場合には、平成18年度においても優先して採択することとする。

ただし、平成17年度までに新規採択された同一事業（課題）での優先採択は3か年以内、平成18年度新規採択分の同一事業（課題）での優先採択は2か年以内とする。

〔算定方法〕

教育・学習方法等の改善のための取組みに係る所要経費の1/2以内の額を50,000千円を限度に補助する。

イ 教員流動化促進分

〔対象〕

a 教員の異動に伴う教育研究環境整備

民間企業（私立学校を除く。）、官公庁（国及び地方公共団体が設置者となっている施設等の機関を含む。ただし、国公立学校（海外の国公立学校を含む。）を除く。）及び民法法人（研究目的の法人に限る。）から（これらには海外の機関を含む。）教授・助教授（講師・助手を除く。私立大学等経常費補助金配分基準（日本私立学校振興・共済事業団理事長裁定）Ⅱの1の（2）で定める専任教員等をいう。）として研究業績の高い優秀な者を採用している大学等

b 任期付教員による研究の支援

任期付教員として、平成17年4月1日以降に初めて採用された教授、助教授、講師及び助手（私立大学等経常費補助金配分基準（日本私立学校振興・共済事業団理事長裁定）Ⅱの1の（2）で定める専任教員等をいう。）を雇用している大学等

〔算定方法〕

a 当該教員の採用後3か年間（36か月間）のうち、当該年度における雇用期間に表6で定める単価を乗じて得た額を補助する。

表6 専任教員1人当たり単価

区 分	単 価
実 験 系	44 千円/月
非 実 験 系	14

b 平成18年5月1日現在で在職する教授、助教授、講師及び助手の人数に表7で定める単価を乗じて得た額を補助する。

表7 専任教員1人当たり単価

区 分	単 価
教 授 等	120 千円

2 教養教育改革推進経費

〔対象〕

教養教育の改善充実に係る取組みを全学的に行っている大学等

（対象事業）

- ①教養教育改革のための推進組織・センター等の整備
- ②教養教育カリキュラムの再編・高度化
- ③他大学等と連携した教養教育の実施
- ④教養教育に係る先導的な教授方法の開発
- ⑤その他教養教育の工夫・改善のための取組みに関するもの

〔委員会による審査〕

対象事業の選定に当たって委員会による審査を行う。

なお、前年度に採択された事業（課題）が引き続き申請された場合には、優先して採択する。

ただし、同一事業（課題）での優先採択は2か年以内とする。

〔算定方法〕

教養教育の改善充実に係る取組みに係る所要経費の1/2以内の額を50,000千円を限度に補助する。

3 多元的評価支援経費

〔対象〕

自らの教育研究水準の一層の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するために、教育研究活動等の状況について自己点検・評価、外部評価・検証を行い、その結果を公表している大学等

〔算定方法〕

自己点検・評価、外部評価・検証に係る所要経費（認証評価に係る経費（認証評価機関へ支払う評価料）を除く。）の1/2以内の額を15,000千円を限度に補助する。

4 海外研修派遣

〔対象〕

私立大学等に申請年度の5月1日において在職している専任教職員のうち、次のaの要件を満たしている専任教員等（私立大学等経常費補助金配分基準（日本私立学校振興・共済事業団理事長裁定）Ⅱの1の（2）で定める専任教員等をいう。以下同じ。）及びbの要件を満たしている専任職員（私立大学等経常費補助金配分基準（日本私立学校振興・共済事業団理事長裁定）配分基準Ⅱの2の（2）で定める専任職員をいう。以下同じ。）を、特定の研究を目的として海外に派遣している大学等

◇対象となる専任教員等及び専任職員

- a 満55歳以下の専任教員等で、2か月以上2年未満の期間、外国の大学、研究所その他これらに準ずる公共的な教育施設もしくは学術研究施設又は民間企業の研究部門（以下「外国の大学、研究所等」という。）において調査研究に従事する者。
- b 管理的職務に従事している専任職員のうち、満55歳以下の者で、2か月以上6か月未満の期間、外国において私立大学等の経営の健全化のための組織、財政等の管理運営に関する調査研究に従事する者。

〔算定方法〕

海外研修派遣に係る所要経費（調査研究を実施するための外国旅行に要する交通費及び滞在費）の1/2以内の額を補助する。

5 国際化教育推進経費

（1）国際化教育

〔対象〕

国際的な視野を涵養し、国際社会に対応できる人材の育成を図るための取組みを実施している大学等
〔委員会による審査〕

対象事業の選定に当たって委員会による審査を行う。

なお、平成15年度から平成16年度までに「高等教育研究改革推進経費」のうち、国際的視野の涵養のための教育研究で採択された事業（課題）について、「国際化教育」に読み替えて引き続き申請のあった事業（課題）については、平成18年度においても優先して採択することとする。

ただし、平成17年度までに新規採択された同一事業（課題）での優先採択は3か年以内、平成18年度新規採択分の同一事業（課題）での優先採択は2か年以内とする。

〔算定方法〕

国際化教育に係る所要経費の1/2以内の額を50,000千円を限度に補助する。

（2）外国大学等との学生交流

〔対象〕

外国の大学等との間で学生の派遣及び招致を協定に基づき実施している大学等

〔算定方法〕

派遣及び招致した学生数については表8により補助する。

表8

派遣招致の合計人数	補助金額
1～5人	500千円
6～10	1,000
11～20	1,500
21～30	2,000
31～40	2,500
41～50	3,000
51～70	4,000
71～100	5,000
101人以上	7,000

IV 高度情報化推進特別経費

1 情報通信設備（借入）

〔対象〕

教育又は研究に使用するため、電子計算機その他の情報通信設備（以下「情報設備」という。）を契約（所有権の移転を伴わないものに限る。）により借入れている大学等

〔算定方法〕

当該年度の間借入契約があり、かつ情報設備1個又は1組の月額借入料が200千円以上のものを対象として、借入機器の借入額の1/2以内の額を150,000千円を限度に補助する。

2 教育学術情報ネットワーク

〔対象〕

教育又は研究に使用するため、教育学術情報ネットワークを独自に構築している大学等又は教育学術情報データベースを整備している大学等

〔算定方法〕

当該大学等の維持費等（ただし、当該年度において整備され、かつ稼動しているもので利用実績のある教育学的データベース・教育学的情報ネットワークの維持費等に限る。）の所要経費が600千円以上のものを対象として、その1/2以内の額を70,000千円を限度に補助する。

3 教育学的コンテンツ

(1) 教育学的ソフトウェア

〔対象〕

教育又は研究に使用するため、コンピュータ用ソフトウェア（購入・借入）の整備を行っている大学等

〔算定方法〕

当該大学等の1個又は1組当たりのソフトウェアの購入費又は借入料に係る所要経費が200千円以上のものを対象として、その1/2以内の額を10,000千円を限度に補助する。

(2) 教育学的情報データベース等の開発

〔対象〕

教育学的情報ネットワーク、教育学的情報データベース及び授業用コンテンツの作成の開発を行っている大学等

〔算定方法〕

当該大学等のデータベース等の開発に係る所要経費が600千円以上のものを対象として、その1/2以内の額を25,000千円を限度に補助する。

4 教育学的情報利用経費

〔対象〕

「電子ジャーナル」等のネットワーク対応又は電子化された情報を「教育学的情報」として利用する大学等

〔算定方法〕

当該大学等の、所要経費（1本または1組の額が600千円以上のものに限る。）の1/2以内の額を50,000千円を限度に補助する。

5 サイバーキャンパス整備経費

〔対象〕

「サイバーキャンパス整備事業」として、文部科学大臣の指定を受けた事業を実施する大学等

〔算定方法〕

当該事業の所要経費の1/2以内の額を、前項1、2及び3の各項目と同様の算定方法により補助する。

別表 1

教育研究拠点大学院重点経費の傾斜配分に係る調整事項

区分	医歯系		理工系		その他系	
	充足率	点数	充足率	点数	充足率	点数
(a) 収容定員に対する 在籍学生数の割合 (4点満点)	100.0%以上	4点	100.0%以上	4点	100.0%以上	4点
	70.0%以上	3	80.0%以上	3	80.0%以上	3
	50.0%以上	2	50.0%以上	2	50.0%以上	2
	50.0%未満	1	50.0%未満	1	50.0%未満	1
(b) 在籍学生数に対する 専任教員数の割合 (4点満点)	教員数	点数	教員数	点数	教員数	点数
	1.1人以上	4点	0.7人以上	4点	0.7人以上	4点
	0.9人以上	3	0.5人以上	3	0.5人以上	3
	0.7人以上	2	0.2人以上	2	0.2人以上	2
	0.7人未満	1	0.2人未満	1	0.2人未満	1
(c) 学位授与率 (4点満点)	授与率	点数	授与率	点数	授与率	点数
	90.0%以上	4点	90.0%以上	4点	90.0%以上	4点
	70.0%以上	3	70.0%以上	3	30.0%以上	3
	50.0%以上	2	50.0%以上	2	10.0%以上	2
	50.0%未満	1	50.0%未満	1	10.0%未満	1
(d) 専任教員数に対する 科学研究費採択件数 の割合 (4点満点)	件数	点数	件数	点数	件数	点数
	1.2件以上	4点	0.9件以上	4点	0.3件以上	4点
	0.9件以上	3	0.5件以上	3	0.2件以上	3
	0.7件以上	2	0.3件以上	2	0.1件以上	2
	0.7件未満	1	0.3件未満	1	0.1件未満	1
(e) 21世紀COEプログラムの採択の有無 (3点満点)	21世紀COEプログラムに採択されたプロジェクトがある場合に3点					
(f) 日本学術振興会特別 研究員 (DC) の受入れ の有無 (1点満点)	日本学術振興会特別研究員 (DC) を受け入れている場合に1点					
(g) 学会誌・国際学会議 事録等に掲載された 学術研究論文の有無 (2点満点)	学会誌等に掲載された学術論文がある場合に2点					
(h) 国際学会でのゲスト スピーカーの有無 (2点満点)	国際学会でのゲストスピーカーがいる場合に2点					
(i) 特別研究学生の受入 れの有無 (1点満点)	特別研究学生を受け入れている場合に1点					
(j) 日本学術振興会特別 研究員 (PD) の受入れ の有無 (1点満点)	日本学術振興会特別研究員 (PD) を受け入れている場合に1点					
(k) 奨学寄付金等の受入 れの有無 (2点満点)	奨学寄付金等を受け入れている場合に2点					
(l) 特許の取得の有無 (2点満点)	医歯系	理工系		その他系		
	特許の取得がある場合に2点					
(m) 特許申請の有無 (2点満点)	医歯系	理工系		その他系		
	特許の申請がある場合に2点					

(注) 各項目において、該当する人員・件数がない場合は、点数は0点とする。

別記 1

教育・学習方法等改善支援経費のうち教育・学習方法等改善支援分、教養教育改革推進経費、国際化教育推進経費のうち国際化教育については、各項目における算定方法により得られた補助基準額に対して、委員会の評価点数に応じた傾斜の調整をすることとする。

採択区分	項目名	適用調整表
平均点 10点 採択点 9点以上の項目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・学習方法等改善支援分のうち、ハ マルチメディアの活用（大学等） ・教育・学習方法等改善支援分のうち、二学生の実体験を重視（大学等・短大） ・国際化教育（大学等・短大） ・教養教育改革推進経費 	別表 2-1
平均点 9点 採択点 8点以上の項目	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・学習方法等改善支援分のうち、イ教育・学習方法等の改善のための組織的な取組（大学等・短大） ・教育・学習方法等改善支援分のうち、口教育分野の多様化、学際化（大学等・短大） ・教育・学習方法等改善支援分のうち、ハ マルチメディアの活用（短大） ・教育・学習方法等改善支援分のうち、ホ豊かな人間性を育成する等独創的で顕著な成果（大学等・短大） 	別表 2-2

別表 2-1

評価	調整率
15~14点	110 %
13~10	100
9	90

別表 2-2

評価	調整率
15~14点	110 %
13~10	100
9	95
8	90

別記 2

- 1 私立大学等経常費補助金（一般補助）において、不交付の措置を受けた学校法人等（私立大学等を設置する学校法人、私立大学等及び私立大学に所属する学部等（大学の学部、短期大学及び高等専門学校の学科、分校、大学院の研究科並びに附属研究所、附属病院、同分院その他の附属機関をいう。））について、原則として、当該年度の私立大学教育研究高度化推進特別補助の全額を交付しないものとする。
- 2 私立大学等経常費補助金（一般補助）において、減額の措置を受けた学校法人について、減額の措置を受けることとなった事由の状況に応じ、当該年度の私立大学教育研究高度化推進特別補助を減額して交付又はその全額を交付しないことができる。
- 3 医学・歯学の正規の課程を修めて当該年度の前年度末に卒業した者の医師・歯科医師国家試験の合格率（以下「当該年度合格率」という。）が70%未満の大学は医学・歯学研究科に係る補助項目のうち、「大学院高度化推進特別経費」の補助金を交付しないものとする。
ただし、当該年度合格率が70%未満であっても、当該年度合格率を含む過去3年度の平均合格率が70%以上のものについては、この限りではない。
- 4 前各号で定めるもののほか、必要があると認められるときは、当該学校法人又はその設置する私立大学等もしくは学部等について、所要の調整ができるものとする。